平成２８年（フ）第７４５号
広島市西区観音本町１丁目７番７―602号　パークマンション
債務者　金光夏子こと　姜　　夏子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４９号
広島県廿日市市可愛11番26―402号
債務者　西本　純子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５１１号
福岡市東区香椎駅東２丁目６番１号
債務者　野田　賢治
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５１２号
福岡市東区香椎駅東２丁目６番１号
債務者　野田　恵子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５５５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈244番地４　ベルドミールＢ棟303号
債務者　西園　道子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５５９号
福岡市東区多の津５丁目５番８―303号、前住所福岡市東区舞松原４丁目１番5042号
債務者　吉岩　　岳
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５６６号
福岡市西区富士見１丁目24番13号
債務者　井村　晴代
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５６７号
福岡県福津市津屋崎３丁目28番10号
債務者　川嵜　朝代
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６１０号
福岡市東区馬出２丁目20番26―202号
債務者　辻　友紀子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６１５号
福岡県筑紫野市大字吉木1564番地14葉光ケ丘７―11
債務者　青山　孝子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６２４号
福岡市博多区諸岡４丁目12番６号
債務者　下田　貴弘
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６２９号
福岡市早良区大字石釜211番地１
債務者　鳥飼　祐匡
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６３４号
福岡市博多区青木１丁目13番37号　青木サンハイツＡ　10号
債務者　森　　彩美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６３５号
福岡市東区社領１丁目７番１―1103号
債務者　石原　浩樹
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６３９号
福岡県糸島市潤３丁目23番17―402号
債務者　松谷　奉臣
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６４９号
福岡市中央区地行４丁目６番３号　サンシャイン地行203号、前住所神戸市長田区一番町５丁目１番地の１―201号
債務者　松下香寿美
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６５１号
福岡市博多区住吉５丁目10番15―206号
債務者　龍　　幸男
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部